

「山口県平成 30 年 7 月豪雨災害義援金」募集要綱

日本赤十字社山口県支部

1 趣旨

平成 30 年 7 月の台風通過後の豪雨によって、西日本一帯で甚大な被害が発生しましたが、山口県内においても、土砂災害による死者及び負傷者が出ており、家屋の損壊や浸水による被害も多数発生しております。

日本赤十字社山口県支部（以下「本支部」という。）では、山口県内で被災された方々を支援するため、次のとおり義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

山口県平成 30 年 7 月豪雨災害義援金

3 募集期間

平成 30 年 7 月 20 日（金）から平成 30 年 12 月 28 日（金）まで

4 受付方法

(1) 銀行振込の場合

金融機関	口座番号	口座名義
山口銀行 山口支店	普通 5 1 7 6 6 2 0	日本赤十字社山口県支部
西京銀行 山口支店	普通 2 1 3 9 8 0 0	
山口県信用農業協同組合連合会 県庁内支所	普通 0 0 0 1 7 5 9	

※山口銀行は、以下の場合の振込手数料は免除。

①山口銀行本支店の窓口からのお振込

②山口 F G 発行のカードによる A T M からお振込

※西京銀行は、同行本支店の窓口及び A T M からの振込手数料は免除。

※ J A バンク 山口は、県下 J A 及び山口県信用農業協同組合連合会の各店舗の窓口からお振込いただいた場合の手数料は免除。

(2) 現金の場合

受付場所	住所	受付時間
日本赤十字社山口県支部	〒753-0094 山口市野田 1 7 2 - 5	平日のみ 午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 0 0

※各市町の日赤担当窓口でも受け付けています。

5 義援金の取り扱い

山口県、日本赤十字社山口県支部、山口県共同募金会、NHK山口放送局等による義援金配分委員会を通じて、被災者へ配分いたします。

6 税制上の取り扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。

併せて、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当し、税制優遇措置の対象となります。

7 受領証の発行

金融機関でお振込みした際の利用明細書を受領証の代用とする場合は、その利用明細書に義援金専用口座への振込であることが確認できる書類（本募集要綱など）を添えて、確定申告書類を提出する必要があります。

なお、受領証の代用となる書類がない場合には、お電話で本支部までご連絡をお願いいたします。後日、受領証を発行いたします。

※受領証として代用できる利用明細書は、その明細書に①寄付者、②寄付した日、③寄付金額、④寄付先の口座番号（義援金専用口座番号）の表示があるものに限られます。

8 その他

- (1) 災害義援金のみ取り扱います。物品の受付は行いません。
- (2) この要綱は平成30年7月20日から施行します。

9 問い合わせ先

日本赤十字社山口県支部 総務課 義援金担当

〒753-0094 山口市野田172-5

TEL：083-922-0102 FAX：083-932-3615

E-Mail：info@yamaguchi.jrc.or.jp